

ガイドラインの基本的方向性に対する意見募集の結果について

ガイドラインの基本的方向性について、平成 25 年 4 月 11 日（木）～4 月 17 日（水）に行った意見募集の結果、総計 78 件の御意見をいただき、下記のとおり案に反映させていただいた。

＜ガイドライン案に反映させていただいた主な御意見＞

公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン

【実施方針についての御意見】

- A 実施方針は、もともと変更されることが想定されている文書。実施方針の変更が容易にできる仕組みを作成することが必要。実施方針作成時に「変更の必要がないもの」の作成を要求すると、過度に曖昧な実施方針が作成されてしまうリスクがあるのではないか。
- B 民間ノウハウを活用して VFM を生み出すという考え方の背景には、実施方針の策定の時には想定していなかった提案を民間事業者が出してくることがある。実施方針と実施契約の内容を比較して、実施契約が優れていることには問題はないはず。

【修正案】

実施方針策定時に想定していなかった提案に対応し、実施方針を修正することを否定するのではなく、また、想定していなかった提案にも対応可能となるよう柔軟な実施方針を策定しておくべきであるという趣旨を明確化する観点から、以下のとおり修正。

2 実施方針（2）実施方針策定時の留意事項

2. 留意事項について以下のとおり修正。

- （1）実施方針の公表後、事業者選定プロセスを経て、締結しようとする実施契約の内容と実施方針の間で齟齬が生ずることのないよう、実施方針の策定に当たっては、以下の点に留意する。・・・

【運営権に関するリスクの定量化についての御意見】

- C VFM の算定におけるリスクの定量化等について規定されているが、運営権対価及びこれに係る予定価格等の算出についても、実施契約に基づく運営権者へのリスク移転との関係をより具体的に例示するべきではないか。

【修正案】

御指摘を踏まえ、運営権者へのリスク移転との関係が明らかになるよう以下の記載を追加。

7 運営権対価 (1) 運営権対価の性質、算出用法等

2. 留意事項 2-2. 運営権対価の算出方法

(2) リスクは可能な限り金額に換算し算入する。例えば、需要変動リスクや運営コスト等の上昇リスクの分析、必要となる保険料の見積もりの活用等が考えられる。

8 VFMの評価 (1) VFMの評価

2. 留意事項

(2) 特に、運営事業は、事業規模、事業内容、事業期間を踏まえ、リスクを定量的に把握・分析することが重要である。例えば、需要変動リスクや運営コスト等の上昇リスクの分析、必要となる保険料の見積もりの活用等が考えられる。

契約に関するガイドライン

【競争的対話方式についての御意見】

D 対話の内容を公表することは好ましくなく、全ての競争者との対話の結果、合意できたアウトプット仕様を開示することが望ましいのではないか。

【修正案】

御指摘を踏まえ、対話内容の公表時期を契約締結後とすることを明らかにするため、以下のとおり修正。

ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表

4-1 民間事業者の募集、評価・選定

① 競争性のある随意契約

①-2 競争的対話方式 ①-2-2 競争的対話方式に係る留意事項

競争的対話方式の活用にあたっては、以下の点に留意する。

キ 契約締結後、対話参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、原則として対話の内容を公表すること。